2　登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十八条第一項後段の規定による判定業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第五十二による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3・4　［略］

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第五十八条　法第四十九条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第五十九条　法第四十九条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものとする。

一　登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機と法第四十九条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（帳簿）

第六十条　法第五十条第一項の判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　別記様式第一による計画書の第二面及び第三面、別記様式第二による計画書の第二面及び第三面、別記様式第十一による通知書の第二面及び第三面並びに別記様式第十二による通知書の第二面及び第三面に記載すべき事項

二　法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第一項又は第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた年月日及び法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十三条第二項又は第三項の規定による通知を受けた年月日

三　建築物エネルギー消費性能適合性判定を実施した適合性判定員の氏名

四　建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果

五　建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書の番号及びこれを交付した年月日

六　判定の業務に関する料金の額

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第五十条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3　登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、判定の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

2　登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十八条第一項後段の規定による判定業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第十三による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3・4　［同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］